

## ばく露低減措置：呼吸用保護具選択の留意点

### 環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に呼吸用保護具を使用させる場合、呼吸用保護具の使用は、①優先順位が上位のばく露低減措置が困難な場合の最後の手段であること。②労働者の意見の聴取が必要なこと、③保護具着用管理責任者の選任と管理が必要なこと、④定期的なフィットテストが必要なことなどに留意下さい。ばく露の低減措置として呼吸用保護具の使用を選択する場合の留意点を下記に示しました。

#### ばく露低減措置として呼吸用保護具の使用を選択する場合の留意点

	留意点	備考
ばく露低減措置の基本的考え方（優先順位）	保護具については、適切に選択され、使用されなければ効果を発揮しないことを踏まえ、本質安全化、工学的対策等の信頼性と比較し、最も低い優先順位が設定されていることに留意する。	「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の制定について（基発 0427 第 2 号、令和 5 年 4 月 27 日）
労働者の意見の聴取	安衛則第 577 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 8 項の規定により講じたばく露低減措置等について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けなければならない。	安衛則第 577 条の 2（ばく露の程度の低減等）
保護具着用管理責任者の選任	リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任する。	安衛則第 12 条の 6（保護具着用管理者の選任等）
保護具着用管理責任者の職務	①保護具の適正な選択に関すること ②労働者の保護具の適正な使用に関すること ③保護具の保守管理に関すること	
呼吸用保護具の装着の確認（フィットテスト）	呼吸用保護具の適切な装着を 1 年に 1 回、定期的に確認する。 ※フィットファクタが要求フィットファクタを上回っていることを確認する。	技術上の指針公示第 24 号（令和 5 年 4 月 27 日）

### kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE 等）による推定
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援